



# 宮 崎 県 公 報

平成31年4月25日(木曜日) 第 3092 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

	頁
<b>告 示</b>	
○ 県税の収納の事務の委託…………… (税務課) 1	
○ 指定代理納付者の指定…………… ( “ ) 1	
○ 収納計器取扱人の指定の取消し…………… ( “ ) 2	
○ 生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の所在地の変更…………… (福祉保健課) 2	
○ 生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の廃止…………… ( “ ) 2	
○ 生活保護法に基づく施術者の指定…………… ( “ ) 2	
○ 救急診療所の認定…………… (医療業務課) 2	
○ 指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定…………… (障がい福祉課) 2	
○ 指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 ( “ ) 3	
○ 民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 3	
○ 民有林の保安林の指定 (2件) …… ( “ ) 3	
○ 保安林の指定予定の通知 (2件) …… ( “ ) 3	
○ 保安林の指定解除の予定の通知…………… ( “ ) 4	
○ 家畜人工授精講習会規程の一部を改正する告示 (家畜防疫対策課) 4	
<b>公 告</b>	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見 (2件) …… (商工政策課) 7	
○ 宮崎県労働委員会委員の推薦手続…………… (雇用労働政策課) 7	
○ 地図及び簿冊の認証 (4件) …… (農村計画課) 11	
○ 土地改良区の土地改良事業計画変更の認可…………… (農村整備課) 11	
○ 県営土地改良事業計画の策定…………… ( “ ) 11	
○ 家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催…………… (家畜防疫対策課) 11	
○ 基本測量終了の通知 (2件) …… (管理課) 12	
○ 入札公告…………… 12	
<b>病院局公告</b>	
○ 入札公告 (2件) …… 13	
<b>人事委員会公告</b>	
○ 平成31年度宮崎県職員採用試験 (大学卒業程度)、保健師採用試験及び薬剤師採用試験の実施…………… 15	
○ 平成31年度宮崎県職員採用試験 (大学卒業程度 (一般行政 (社会人)、電気 (社会人)、土木 (社会人)、林業 (社会人)) の実施…………… 15	
○ 平成31年度警察官 A (男性) 採用共同試験及び平成31年度警察官 A (女性) 採用試験の実施…………… 15	
<b>県議会公告</b>	
○ 公文書開示等の状況…………… 15	

## 告 示

### 宮崎県告示第 306号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 158条の2第1項の規定により、次のとおり県税の収納の事務を委託した。

平成31年4月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 県税の収納の事務の委託を受けた者

- (1) 地銀ネットワークサービス株式会社 東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号
- (2) 国分グローサーズチェーン株式会社 東京都中央区日本橋1丁目1番1号
- (3) 株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南1丁目8番27号
- (4) 株式会社セイコーマート 北海道札幌市中央区南九条西5丁目421番地
- (5) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町8番地8
- (6) 株式会社ファミリーマート 東京都港区芝浦3丁目1番21号
- (7) 株式会社ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665番地の1
- (8) ミニストップ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番

#### 地 1

- (9) 山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
- (10) 株式会社ローソン 東京都品川区大崎1丁目11番2号
- (11) ビリングシステム株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番1号

#### 2 委託に係る県税の税目

宮崎県税条例 (昭和29年宮崎県条例第19号) 第2条第1項第2号に規定する事業税のうち個人が行う事業に対して課するもの、同項第4号に規定する不動産取得税及び同項第9号に規定する自動車税

#### 3 委託した収納取扱期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

### 宮崎県告示第 307号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成31年4月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 指定代理納付者の指定を受けた者

ヤフー株式会社 東京都千代田区紀尾井町1-3

#### 2 指定代理納付者による代理納付を認めた歳入及び代理納付が行える期間

- (1) ふるさと宮崎応援寄附金

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで  
 (2) 宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）第2条第1項第9号に規定する自動車税（平成31年度に賦課したものに限る。）

平成31年5月1日から平成31年8月31日まで

**宮崎県告示第 308号**

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）第32条の7第1項の規定により、収納計器取扱人の指定を次のとおり取り消した。

平成31年4月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

収納計器の取扱場所	収納計器取扱人の名称	収納計器取扱人の住所	指定取消年月日
宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾2735-6	一般社団法人宮崎県自主納税推進協力会	宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾2735-6	平成31年3月31日

**宮崎県告示第 309号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成31年4月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
社会福祉法人スマイリング・パーク	都城市上長飯町5-1	居宅介護支援事業所ほほえみの園ヒストリアII	都城市上長飯町5-1

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
都城市丸谷町4670番地	都城市上長飯町5-1	平成31年4月1日

**宮崎県告示第 310号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び

に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成31年4月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社Human Loop	福岡県福岡市博多区古門戸町9番12-201号	在宅リハビリ訪問看護ステーションTOMO門川	東臼杵郡門川町門川尾末8481番地1	平成31年3月31日

**宮崎県告示第 311号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成31年4月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

氏名及び施術所の名称	所在地	指定年月日
日高要（青龍堂はり灸整骨院）	東諸県郡国富町大字木脇298-1	平成31年4月1日

**宮崎県告示第 312号**

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成31年4月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名称	所在地
上田脳神経外科	宮崎市大字本郷北方2703

2 救急病院等の認定の有効期間

平成31年4月28日から平成33年4月27日まで

**宮崎県告示第 313号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成31年4月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
プリアリー薬局	都城市	薬局	平成31年 4月1日
ファミリー薬局	串間市	薬局	平成31年 4月1日
はなぐり薬局	都城市	薬局	平成31年 4月1日

**宮崎県告示第 314号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成31年4月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
ファミリー薬局	串間市	薬局	平成31年 4月1日
はなぐり薬局	都城市	薬局	平成31年 4月1日

**宮崎県告示第 315号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成31年4月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町郷之原字稲荷免甲3546、甲3549-2、甲3579
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 次の森林については、主伐は択伐による。  
字稲荷免甲3546、甲3579（次の図に示す部分に限る。）
    - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 316号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成31年4月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字鶴戸木乙3152-26、乙3154-1、乙3154-2、乙3154-4、乙3154-6、乙3154-7、

乙3154-14、乙3163-6

- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 317号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成31年4月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町北郷字納間字岩下3065-1（次の図に示す部分に限る。）、3034-1
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 318号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年4月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 小林市東方字池田1080-119（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 319号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年4月25日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字岩戸字鶴35-2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 320号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成31年4月25日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 日南市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

家畜人工授精講習会規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成31年4月25日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

**宮崎県告示第 321号**

**家畜人工授精講習会規程の一部を改正する告示**

家畜人工授精講習会規程（昭和60年宮崎県告示第 521号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																				
<p>（講習会の種類）</p> <p>第2条 講習会は、家畜（牛、馬、めん羊、山羊及び豚に限る。以下同じ。）の種類別に次に掲げる講習会に区分して行うものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会</u></p> <p>(3) <u>家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会</u></p> <p>（受講定員等）</p> <p>第3条 講習会の受講定員（以下「受講定員」という。）は、次の表の左欄に掲げる講習会の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる人数とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">講 習 会 の 種 類</th> <th style="width: 40%;">受 講 定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) <u>家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(3) <u>家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	講 習 会 の 種 類	受 講 定 員	[略]		(2) <u>家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会</u>	[略]	(3) <u>家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会</u>	[略]	<p>（講習会の種類）</p> <p>第2条 講習会は、家畜（牛、馬、めん羊、山羊及び豚に限る。以下同じ。）の種類別に次に掲げる講習会に区分して行うものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>家畜体内受精卵移植に関する講習会</u></p> <p>(3) <u>家畜体外受精卵移植に関する講習会</u></p> <p>（受講定員等）</p> <p>第3条 講習会の受講定員（以下「受講定員」という。）は、次の表の左欄に掲げる講習会の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる人数とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">講 習 会 の 種 類</th> <th style="width: 40%;">受 講 定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) <u>家畜体内受精卵移植に関する講習会</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(3) <u>家畜体外受精卵移植に関する講習会</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>（受講資格）</p> <p>第5条 第2条各号に掲げる講習会を受けることができる者は、次の表の左欄に掲げる講習会の種類に応じ、それぞれ当該右欄に定める資格を有する者とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">講 習 会 の 種 類</th> <th style="width: 40%;">受 講 資 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) <u>家畜人工授精に関する講習会</u></td> <td style="text-align: center;">二</td> </tr> </tbody> </table>	講 習 会 の 種 類	受 講 定 員	[略]		(2) <u>家畜体内受精卵移植に関する講習会</u>	[略]	(3) <u>家畜体外受精卵移植に関する講習会</u>	[略]	講 習 会 の 種 類	受 講 資 格	(1) <u>家畜人工授精に関する講習会</u>	二
講 習 会 の 種 類	受 講 定 員																				
[略]																					
(2) <u>家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会</u>	[略]																				
(3) <u>家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会</u>	[略]																				
講 習 会 の 種 類	受 講 定 員																				
[略]																					
(2) <u>家畜体内受精卵移植に関する講習会</u>	[略]																				
(3) <u>家畜体外受精卵移植に関する講習会</u>	[略]																				
講 習 会 の 種 類	受 講 資 格																				
(1) <u>家畜人工授精に関する講習会</u>	二																				

<p>(受講資格)</p> <p>第5条 法第17条第1項に規定する者は、講習会の講習を受けることができない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(選考試験)</p> <p>第7条 受講申込者が受講定員を超える場合には、受講者を選定するために、必要に応じ選考試験を実施する。</p> <p>2 選考試験は、一般畜産に関する知識に関する筆記試験及び家畜人工授精、家畜受精卵移植又は家畜人工授精師に関する小論文をもって行う。</p> <p>3 選考試験の結果は、講習会の開催日前20日までに当該選考試験を受験した者に書面により通知するものとする。</p> <p>(受講させない場合)</p> <p>第9条 講習会の受講者が次の各号のいずれかに該当するときは、受講させないことがある。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(家畜人工授精講習修業試験委員会)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員長は農政水産部次長(農政担当)を、副委員長は農政水産部畜産新生推進局家畜防疫対策課長をもって充てるものとする。</p> <p>4～8 [略]</p>	<table border="1" data-bbox="847 174 1449 322"> <tr> <td>(2) 家畜体内受精卵移植に関する講習会</td> <td>左欄の(1)の講習会の修業試験の合格者</td> </tr> <tr> <td>(3) 家畜体外受精卵移植に関する講習会</td> <td>左欄の(2)の講習会の修業試験の合格者</td> </tr> </table> <p>第5条の2 前条の規定にかかわらず、法第17条第1項に規定する者は、講習会の講習を受けることができない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(受講者の決定)</p> <p>第7条 知事は、受講申込者のうちから、本県畜産の振興等の観点から講習会を受講する者(以下「受講者」という。)を決定し、受講申込者に通知するものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、受講者の決定に関し必要な事項は別に定める。</p> <p>(受講させない場合)</p> <p>第9条 受講者が次の各号のいずれかに該当するときは、受講させないことがある。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(家畜人工授精講習修業試験委員会)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員長は農政水産部畜産新生推進局長を、副委員長は農政水産部畜産新生推進局家畜防疫対策課長をもって充てるものとする。</p> <p>4～8 [略]</p>	(2) 家畜体内受精卵移植に関する講習会	左欄の(1)の講習会の修業試験の合格者	(3) 家畜体外受精卵移植に関する講習会	左欄の(2)の講習会の修業試験の合格者
(2) 家畜体内受精卵移植に関する講習会	左欄の(1)の講習会の修業試験の合格者				
(3) 家畜体外受精卵移植に関する講習会	左欄の(2)の講習会の修業試験の合格者				
<p>別記様式第1号(第6条関係)を次のように改める。</p>					

別記  
様式第1号(第6条関係)

受 講 願 書					
				年 月 日	
宮崎県知事 殿					
家畜人工授精講習会を次により受講したいので、出願します。					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">(写真貼り付け欄)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">縦 5 センチメートル、横 4 センチメートルで正面、上半身、無帽、無背景の写真をはり付けること。</div>	出 願 人	ふりがな			
		氏 名			
		生 年 月 日	性別	男 ・ 女	
		現 住 所			
		本 籍			
		勤 務 先			
		連 絡 先 (携帯電話番号)			
学    歴	学校その他の教育機関の名称	修 学 期 間	専攻科目 (学科)	備考	
		自 年 月 日 至 年 月 日			
		自 年 月 日 至 年 月 日			
		自 年 月 日 至 年 月 日			
		自 年 月 日 至 年 月 日			
畜産に関する経験の有無		有 ・ 無			
家畜人工授精業務の実施状況		有 ・ 無			
出 講 習 会 に 係 る	家畜の種類	牛・馬・豚・めん羊・山羊			
	講 習 会 の 種 類	1 家畜人工授精に関する講習会			
		2 家畜体内受精卵移植に関する講習会			
		3 家畜体外受精卵移植に関する講習会			
(注) 1 該当する箇所の番号又は字句を○で囲むこと。 2 学歴中の「備考」欄には、卒業、中退、卒業見込の別を記載すること。					

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後													
様式第2号(その1) (第8条関係)		様式第2号(その1) (第8条関係)													
[略]		[略]													
申請に係る講習会	<table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td>1 [略]</td> </tr> <tr> <td>講習会の種類</td> <td>2 <u>家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会</u></td> </tr> <tr> <td>(該当する番号を○で囲むこと。)</td> <td>3 <u>家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会</u></td> </tr> </table>	[略]	1 [略]	講習会の種類	2 <u>家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会</u>	(該当する番号を○で囲むこと。)	3 <u>家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会</u>	申請に係る講習会	<table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td>1 [略]</td> </tr> <tr> <td>講習会の種類</td> <td>2 <u>家畜体内受精卵移植に関する講習会</u></td> </tr> <tr> <td>(該当する番号を○で囲むこと。)</td> <td>3 <u>家畜体外受精卵移植に関する講習会</u></td> </tr> </table>	[略]	1 [略]	講習会の種類	2 <u>家畜体内受精卵移植に関する講習会</u>	(該当する番号を○で囲むこと。)	3 <u>家畜体外受精卵移植に関する講習会</u>
[略]	1 [略]														
講習会の種類	2 <u>家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会</u>														
(該当する番号を○で囲むこと。)	3 <u>家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会</u>														
[略]	1 [略]														
講習会の種類	2 <u>家畜体内受精卵移植に関する講習会</u>														
(該当する番号を○で囲むこと。)	3 <u>家畜体外受精卵移植に関する講習会</u>														
[略]		[略]													
様式第2号(その2) (第8条関係)		様式第2号(その2) (第8条関係)													
[略]		[略]													
申請に係る講習会	<table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td>1 [略]</td> </tr> <tr> <td>講習会の種類</td> <td>2 <u>家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会</u></td> </tr> <tr> <td>(該当する番号を○で囲むこと。)</td> <td>3 <u>家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会</u></td> </tr> </table>	[略]	1 [略]	講習会の種類	2 <u>家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会</u>	(該当する番号を○で囲むこと。)	3 <u>家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会</u>	申請に係る講習会	<table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td>1 [略]</td> </tr> <tr> <td>講習会の種類</td> <td>2 <u>家畜体内受精卵移植に関する講習会</u></td> </tr> <tr> <td>(該当する番号を○で囲むこと。)</td> <td>3 <u>家畜体外受精卵移植に関する講習会</u></td> </tr> </table>	[略]	1 [略]	講習会の種類	2 <u>家畜体内受精卵移植に関する講習会</u>	(該当する番号を○で囲むこと。)	3 <u>家畜体外受精卵移植に関する講習会</u>
[略]	1 [略]														
講習会の種類	2 <u>家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会</u>														
(該当する番号を○で囲むこと。)	3 <u>家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会</u>														
[略]	1 [略]														
講習会の種類	2 <u>家畜体内受精卵移植に関する講習会</u>														
(該当する番号を○で囲むこと。)	3 <u>家畜体外受精卵移植に関する講習会</u>														
[略]		[略]													

#### 附 則

この告示は、公表の日から施行する。

## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フーデリー霧島店  
宮崎市霧島三丁目57番地2 外
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗の新設  
平成31年3月5日
- 意見の概要  
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
  - 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - 期間  
平成31年4月25日から平成31年5月27日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)ドラッグコスモス木花店  
宮崎市熊野1556-1
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗の新設  
平成31年3月7日
- 意見の概要  
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
  - 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - 期間  
平成31年4月25日から平成31年5月27日まで

第42期宮崎県労働委員会委員の任期が平成31年8月19日をもって満了することに伴い、労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の12第3項及び労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条

第 1 項の規定により第43期委員を任命するので、使用者団体及び労働組合に委員の候補者の推薦を求める。

平成31年4月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 任命する委員の数

使用者委員 5人

労働者委員 5人

2 推薦できるものの資格

(1) 使用者委員の候補者を推薦する資格のあるものは、宮崎県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主要な部分である使用者団体であること。

(2) 労働者委員の候補者を推薦する資格のあるものは、宮崎県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の宮崎県労働委員会の資格認証を得た労働組合であること。

3 推薦される候補者の資格等

労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項の規定に該当しないこと。

なお、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第104条、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条、国会法（昭和22年法律第79号）第39条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第6条等の法令により兼職の制限又は禁止の規定のあることに注意すること。

4 推薦する委員の候補者数

候補者の数は、制限しない。

5 推薦期間

平成31年5月7日（火曜日）から平成31年6月12日（水曜日）

まで

6 推薦の方法

(1) 使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体は、次の書類を提出すること。

ア 推薦書（別記様式第1号） 1部

イ 推薦する使用者団体の規約又は定款の写し 1部

ウ 被推薦者の履歴書 1部

エ 委員候補者調書（別記様式第2号） 1部

(2) 労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合は、次の書類を提出すること。

ア 推薦書（別記様式第1号） 1部

イ 労働組合法施行令第21条第3項の宮崎県労働委員会の証明書（証明書の発行に係る手続については事前に宮崎県労働委員会事務局に確認すること。） 1部

ウ 被推薦者の履歴書（労働組合歴及び一般職歴を記載すること。） 1部

エ 委員候補者調書（別記様式第2号） 1部

7 推薦書類の提出先

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課、宮崎県日南県税・総務事務所、宮崎県都城県税・総務事務所又は宮崎県延岡県税・総務事務所に提出すること。



様式第 1 号

## 推 薦 書

年 月 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣 殿

所在地

団体名

代表者氏名

㊞

第 43 期宮崎県労働委員会の使用者（労働者）委員の候補者として、次の者を推薦します。

(ふりがな) 氏 名	年 齢	所 属 団 体 名 及 び そ の 地 位	備 考

## 添付書類

- 1 委員候補者の履歴書
- 2 委員候補者調書（別記様式第 2 号）
- 3 規約又は定款の写し（使用者委員候補者推薦の場合）
- 4 宮崎県労働委員会の資格証明書の写し（労働者委員候補者推薦の場合）

様式第 2 号

委 員 候 補 者 調 書

欠格条項について

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者

私は、上記のいずれにも該当しておりません。

委員就任内諾について

私は、第 43 期宮崎県労働委員会使用者（労働者）委員に任命されたときは就任することを内諾いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

㊞

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成31年 4月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
宮崎市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成25年 1月 1日から平成28年 3月 2日
- 3 地籍調査を行った地域  
宮崎市大字瓜生野、大字大瀬町の各一部
- 4 認証年月日  
平成31年 4月15日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成31年 4月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
日向市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成27年 7月 1日から平成29年 3月24日
- 3 地籍調査を行った地域  
日向市東郷町迫野内の一部
- 4 認証年月日  
平成31年 4月15日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成31年 4月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
日向市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成27年 7月 1日から平成29年 3月24日
- 3 地籍調査を行った地域  
日向市美々津町の一部
- 4 認証年月日  
平成31年 4月15日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成31年 4月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
延岡市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成28年 7月 1日から平成30年 1月29日
- 3 地籍調査を行った地域  
延岡市北川町川内名の一部
- 4 認証年月日  
平成31年 4月15日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用

する同法第10条第 1 項の規定により、尾鈴土地改良区（川南町）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

平成31年 4月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、十文字地区県営土地改良事業（川南町、畑地帯総合整備事業（担い手支援型））に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年 4月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類  
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成31年 4月25日から平成31年 5月31日まで
- 3 縦覧場所  
川南町農地課内
- 4 その他  
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。  
また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209号）第16条第 2 項の規定により平成31年度の家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

平成31年 4月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 開催期日  
平成31年 8月 1日（木曜日）から 9月10日（火曜日）まで
- 2 開催場所  
宮崎県畜産試験場
- 3 家畜の種類  
牛
- 4 受講申込手続
  - (1) 受講願書の受付期間  
平成31年 5月 7日（火曜日）から 5月31日（金曜日）まで
  - (2) 受講願書の提出先  
最寄りの家畜保健衛生所
  - (3) 受講願書の提出  
所定の受講願書に最近 3か月以内に撮影した顔写真（縦5センチメートル、横4センチメートル）2枚を添付して提出すること。
- 5 受講手数料  
35,000円（受講の際、宮崎県収入証紙により納付すること。）
- 6 その他
  - (1) テキストは、一般社団法人日本家畜人工授精師協会（東京都江東区冬木11番17号 電話03-5621-2070）発行の家畜人工授精講習会テキスト（家畜体内受精卵・家畜体外受精卵移植編）を使用するのであらかじめ準備すること。

(2) この講習会に関する問合せは、最寄りの家畜保健衛生所又は宮崎県農政水産部畜産新生推進局家畜防疫対策課（電話0985-26-7139）にすること。

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第2項の規定により、平成30年4月5日付け宮崎県公報第2984号により公告した基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正、国土広域情報修正）が平成31年3月31日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成31年4月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第2項の規定により、平成30年4月9日付け宮崎県公報第2985号により公告した基本測量（機動観測）が平成31年3月31日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成31年4月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成31年4月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 パーソナルコンピュータ（クライアントパソコン、周辺機器、ソフトウェア等） 3,127台
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成31年10月31日
- (4) 契約期間 平成31年11月1日から平成36年10月31日まで（60月）
- (5) 納入場所 仕様書別紙による。
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること（記載方法については、入札書を確認すること。）。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること（入札書の金額は、契約期間全体の総額を記載すること。）。

#### 2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、1(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
  - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
  - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

#### 3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - ア 平成31年宮崎県告示第 122号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務又は電算業務のものであること。
  - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
  - ウ 仕様を満たした機能を有する物品を確実に設置し、及び設定できると認められる者であること。
  - エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
  - オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

なお、第三者は、入札に参加できない。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を次により提出し、事前に審査を受けること。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7045

イ 提出期限 平成31年5月21日午後5時

ウ 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

#### 4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

(2) 申請書類の受付期間 平成31年4月25日から平成31年5月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

#### 5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

(2) 期間 平成31年4月25日から平成31年6月6日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

#### 6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

(2) 交付期間 平成31年4月25日から平成31年6月6日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

#### 7 入札に関する質問

(1) 質問

本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

ア 提出期限 平成31年5月21日午後5時  
 イ 提出先 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当  
 ウ 提出方法 電子メールによること。  
 (アドレスjohoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp)

## (2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法 個別に電子メールで通知する。

イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

## 8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

(2) 提出期限 平成31年6月6日午後5時

(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

## 9 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁附属棟 302号室 宮崎市橋通東2丁目10番1号

(2) 日時 平成31年6月7日午後1時30分

## 10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

## 11 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

## 12 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

## 13 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

## 14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 15 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

## 16 Summary

(1) Nature and Quantity of Goods up for Bid: Personal computers (3,127 computers)

(2) Bidding Deadline: 5:00 PM on 6 June, 2019

(3) Contact Point for Inquiries: Information Administration Division, Prefectural Policy Department, Miyazaki Prefectural Government, 2 - 10 - 1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City 880-8501, JAPAN TEL: +81- 985-26-7045

## 病院局公告

## 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成31年4月25日

宮崎県立延岡病院長 寺 尾 公 成

## 1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量 X線血管造影装置 一式(設置に必要な工事等を含む。)

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成31年9月30日

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 平成31年宮崎県告示第122号に規定する資格を有する者で業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。

イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づく資格停止(以下「資格停止」という。)を受けていないこと。

なお、既に入札参加の申し出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとする。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を平成31年5月28日までに宮崎県立延岡病院医事・経営企画課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に参加しようとする者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県立延岡病院医事・経営企画課財務担当  
 宮崎県延岡市新小路2丁目1-10

郵便番号 882-0835 電話番号0982(32)6181

(2) 期間 平成31年4月25日から平成31年6月4日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

- 4 入札説明書の交付場所及び交付期間  
 (1) 交付場所 宮崎県立延岡病院医事・経営企画課財務担当  
 (2) 交付期間 平成31年4月25日から平成31年6月4日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法  
 (1) 提出場所 宮崎県立延岡病院医事・経営企画課財務担当  
 (2) 提出期限 平成31年6月4日午後5時  
 (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。
- 6 開札の場所及び日時  
 (1) 場所 宮崎県立延岡病院2階会議室（地域医療センター）  
 (2) 日時 平成31年6月5日午後1時30分
- 7 入札保証金  
 入札保証金については、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。
- 8 入札の無効に関する事項  
 病院局財務規程第 107条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 9 落札者の決定方法  
 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 10 契約に関する事務を担当する部局等  
 宮崎県立延岡病院医事・経営企画課財務担当  
 宮崎県延岡市新小路2丁目1-10  
 郵便番号 882-0835 電話番号0982（32）6181
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨
- 12 その他  
 (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。  
 (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。  
 (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary  
 (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Cardio angiography apparatus 1 set.  
 (2) Time Limit for Tender: 5:00 p.m. 4 June, 2019  
 (3) Contact Point for the Notice: Medical Affairs, Management, and Planning Division, Prefectural Nobeoka Hospital, 2-1-10 Shinkouji Nobeoka City, Miyazaki Prefecture, 882-0835 Japan. TEL: 0982-32-6181

**入札公告**

一般競争入札を下記のとおり実施する。

平成31年4月25日

宮崎県立日南病院長 峯 一 彦

**1 競争入札に付する事項**

- (1) 購入物品及び数量 血管造影X線診断装置 一式（設置に必要な工事を含む）  
 (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。  
 (3) 納入期限 平成31年9月30日  
 (4) 納入場所 入札説明書による。  
 (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定

に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

**2 競争入札に参加する者に必要な資格**

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 平成31年宮崎県告示第 122号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。

イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号）第39条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約当事者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第 93号）に基づく資格停止（以下「資格停止」という。）を受けていないこと。

なお、既に入札参加の申出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。

カ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとする。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を平成31年5月27日までに宮崎県立日南病院医事・経営企画課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に参加しようとする者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

**3 契約条項を示す場所及び期間**

- (1) 場所 宮崎県立日南病院医事・経営企画課財務担当  
 宮崎県日南市木山1丁目9番5号  
 郵便番号 887-0013 電話番号0987（23）3111  
 (2) 期間 平成31年4月25日から平成31年6月3日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

**4 入札説明書の交付場所及び交付期間**

- (1) 交付場所 宮崎県立日南病院医事・経営企画課財務担当  
 (2) 交付期間 平成31年4月25日から平成31年6月3日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

**5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法**

- (1) 提出場所 宮崎県立日南病院医事・経営企画課財務担当  
 (2) 提出期限 平成31年6月4日午後5時  
 (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそ

れと同等の手段に限る。)によること。

#### 6 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県立日南病院2階第2会議室  
(2) 日時 平成31年6月5日午前11時

#### 7 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。

#### 8 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする。

#### 9 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

#### 10 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県立日南病院医事・経営企画課財務担当  
宮崎県日南市木山1丁目9番5号  
郵便番号 887-0013 電話番号0987 (23) 3111

#### 11 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 12 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。  
(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。  
(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

#### 13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:Angiographic X-ray diagnostic apparatus 1 set  
(2) Time Limit for Tender: 5:00 p.m. 4 June, 2019  
(3) Contact Point for the Notice: Medical Affairs, Management, and Planning Division, Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital, 1 - 9 - 5 Kiyama Nichinan City, Miyazaki Prefecture, 887-0013 Japan. TEL: 0987-23-3111

## 人事委員会公告

平成31年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度）、保健師採用試験及び薬剤師採用試験の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

平成31年4月25日

宮崎県人事委員会委員長 瀨 砂 公 一

平成31年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（一般行政（社会人）、電気（社会人）、土木（社会人）、林業（社会人））の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

平成31年4月25日

宮崎県人事委員会委員長 瀨 砂 公 一

平成31年度警察官A（男性）採用共同試験及び警察官A（女性）採用試験の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

平成31年4月25日

宮崎県人事委員会委員長 瀨 砂 公 一

## 県議会公告

宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号）第27条の規定により、平成30年度における公文書の開示等の状況を次のとおり公表する。

平成31年4月25日

宮崎県議会議長 蓬 原 正 三

### 1 公文書の開示請求の処理状況

請求書 受付 件数	決定等の内訳						合計
	開示	部分 開示	不開 示	不存 在	却下	取下げ	
5	2	0	0	0	0	3	5

(注1) 決定等の内訳の不存在とは、公文書の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

(注2) 決定等の内訳の取下げについては、公文書を保有する実施機関の相違によるものを含む。

### 2 請求者の状況

区分	個人	法人その他の団体	計
県内	0	3	3
県外	0	2	2
計	0	5	5

### 3 審査請求の件数

0件

--	--